

88円が相当である。

(ア) まとめ

以上のことから、控訴人らが被控訴人に対して有する損害賠償請求権は、控訴人石川憲については2572万7774円、控訴人石川雅敏については2495万7774円となる。

そして、これら損害賠償請求権に対する遅延損害金の起算日は、不法行為の日である昭和53年8月14日となる。

(被控訴人の主張)

ア 第1次的主張について

(ア) 控訴人らの主張する損害及びその額につき、争う。

(イ) 殊に、千佳子の逸失利益につき、60歳で定年退職した後は、定年前と同額の収入が得られることはあり得ない以上、61歳から67歳までの期間は、賃金センサスのうち女子労働者平均賃金を基に計算すべきである。

したがって、本訴提起の前年である平成16年（55歳）まで及び56歳から60歳で退職するまでの5年間（この期間のライプニッツ係数は4.3294）は、控訴人らの主張するとおりの年間収入により計算するとしても、61歳から67歳までの7年間は、女子労働者平均賃金である349万0300円の年間収入（この期間のライプニッツ係数は8.8632）を基に計算すべきである。

そうすると、千佳子の逸失利益は、次の計算式により、1億2877万0872円と算定される。

$$(140,030,200 + 6,491,400 \times 4.3294 + 3,490,300 \times (8.8632 - 4.3294)) \times 0.7$$

イ 第2次的主張について

控訴人らの主張は争う。

ウ 前記前提となる事実(6)のとおり、平成18年10月13日、地方公務員災

害補償基金東京都支部長は、本件を公務上災害と認定し、同年12月15日千佳子の遺族らに対し、遺族補償一時金等が支払われた。そこで、第1審原告らの損害については、然るべき損益相殺がされるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

████████及び被控訴人の各陳述書（甲52ないし甲54、丙1ないし丙5）、原審証人████████、同証人████████の各証言及び原審での控訴人石川憲本人の尋問の結果及び後掲各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 被控訴人は、昭和████年██月██日、████████に生まれ、本件殺害行為当時、42歳であった。

被控訴人は、昭和29年3月、████████を卒業し、製缶会社で働くなどしていたが、昭和36年██月██日には、自衛隊に入隊した。その後、自衛隊で勤務する傍ら、████大学法学部通信教育課程に入学し、その際、刑務官採用試験を受験し合格したため、昭和38年██月██日からは、████刑務所で法務事務看守として勤務することとなった。そして、被控訴人は、████に一旦戻るなどしたが、再び上京して、妻████の実家のアパートに下宿しつつタクシー運転手として勤務し、昭和45年には、████と結婚した。████は、████区の給食調理職として勤務していたところ、被控訴人は、その紹介で足立区の職員採用試験を受験して合格し、昭和████年██月██日以降、学校警備主事として████小学校で勤務することとなった。

(2) 千佳子は、昭和24年7月4日、北海道小樽市に生まれ、本件殺害行為当時29歳であった。千佳子は、北海道教育大学を卒業後上京し、昭和47年以降、████小学校で図工科専科教諭として勤務していた。

(3) 本件殺害行為当時、████小学校は夏季休業中であり、教頭をはじめ数名の教職員及び被控訴人が登校していた。また、千佳子は、昭和53年8月12

日にヨーロッパへの研修旅行から帰国し、同月14日は、学校で仕事をするため、午前9時ころから登校していた（乙1、乙5の1及び2、乙6）。

(4) 被控訴人は、昭和53年8月14日午後4時半ころ、■■小学校において勤務中、その1階給食室前廊下において、同じく同小学校に勤務していた千佳子の首を絞めて殺害した（なお、被控訴人は、陳述書（丙1ないし丙5）において、本件殺害行為に至る経緯及び動機につき縷々供述するが、かかる供述を裏付ける客観的な証拠はなく、その経緯及び動機を認定すべき確な証拠はない。）。

被控訴人は、勤務し終えるまで、その遺体を毛布でくるんだ上ロープで縛り、自己所有の乗用車のトランクに乗せて隠し、翌15日、その遺体を本件自宅の1階南側に位置する6畳和室の床下に遺棄した。さらに、被控訴人は、翌16日、その遺体を再度ビニールシートでくるんだ上でロープで縛り、本件自宅の床下に穴を掘って埋めた。

(5) 千佳子は、給料日である同月15日、日直であった同月17日、プール当番であった同月22日、さらに日直であった同月23日にも登校しなかったことから、同日、学校は、千佳子の北海道の実家に連絡するとともに、校長及び他の教職員が校舎内を捜索したほか、千佳子のアパートを訪ねるなどしたが、何らの手がかりもつかめなかつたため、警視庁綾瀬警察署に連絡した。そして翌24日には、千佳子の実家から、北海道赤平警察署に対して捜索願が出される一方で、同年9月11日及び16日には、千佳子の父親が上京し、千佳子のアパートの周辺を捜索し、警察に赴き状況を聴いたり捜索を依頼した。さらに、同年10月25日、再び父親が上京し、学校を訪問するとともに、千佳子の荷物を整理した。また、控訴人らは、千佳子につき、拉致被害者に関する特定失踪者問題調査会にも連絡するなどした（甲1、甲2、乙4の1ないし乙5の2）。

(6) 被控訴人の自宅（本件自宅）は、被控訴人とその妻の共有であったところ、

被控訴人は、妻■■とともに、本件殺害行為以前から平成16年7月下旬ころまでの間、本件自宅において生活していた（丙3、丙4）。

被控訴人は、本件殺害行為後、本件自宅の周囲を、ブロック塀、アルミ製の目隠し、ビニール製の色付き波トタン、有刺鉄線等で囲むなどし、低いところでも高さ約1.80メートルの仕切を設けるなどして、その内部の様子を外部から容易に窺うことができない状態とした。また、被控訴人は、玄関に外灯、サーチライト、赤外線カメラを設置し、本件自宅の建物の南側壁面にもサーチライトを設置するなどした（甲2、甲11、甲12、丙4）。

(7) 平成6年ころ、本件自宅を含む土地が、区画整理事業の対象地に指定された。被控訴人は、用地の買収に応じることを頑なに拒んでいたが、周囲の住居の立ち退きが進む中、本件自宅からの立ち退きを余儀なくされた（甲3）。

そのため、被控訴人は、平成16年7月下旬ころ、本件自宅から■■（当時）所在の妻が所有する土地建物に転居するとともに、区画整理事業に伴う本件自宅の解体の際に、千佳子の遺体が発見されることもやむなしと考え、同年8月21日、千佳子の殺害及び隠匿行為につき警視庁■■警察署に出頭して自首した。

警察において捜索したところ、翌22日、本件自宅の床下から白骨化した遺体及び千佳子の所持品が発見され、その後DNA鑑定が実施された結果、同年9月29日、それが千佳子の遺体であることが確認された（甲12ないし甲20）。

(8) 控訴人らは、千佳子の遺体が発見されたとの連絡を受け、第1審原告憲は、本件自宅を訪れ、その状況を確認するなどした。また、第1審原告らは、千佳子の遺骨を火葬し（甲5）、平成16年10月10日、内輪だけの葬儀が催された。

第1審原告憲及び第1審原告雅敏は、平成16年10月7日、被控訴人にに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を被保全権利として、本件自宅の土

地についての被控訴人の持分につき仮差押えした（甲51）。その後、第1審原告らは、平成17年4月11日、本件訴訟を提起した。

2 前記1の認定によれば、被控訴人は、昭和53年8月14日、[]小学校に警備員として勤務中に、千佳子を殺害したことが認められ、この殺害行為が不法行為を構成することはいうまでもない。そして、前記1(4)で説示したとおり、本件殺害に至る経緯、動機についてこれを認定すべき的確な証拠はないが、被控訴人が公務を行うにつき小学校の女性教諭を首を絞めて殺害に至るなどは考えにくくことであり、被控訴人が殺害の事実を隠し、千佳子の遺体を遺棄していることをも考慮すれば、被控訴人の上記殺害行為が公権力の行使としてなされたものと評価することはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

3 爭点1（千佳子の殺害行為及び死体遺棄行為以外に、被控訴人が千佳子の遺体を隠匿し続けた行為が、第1審原告らに対する独立の不法行為を構成するか）について

前記1認定のとおり、被控訴人は、千佳子を殺害した後に、本件自宅の床下に遺体を隠し、その後、自宅周囲をトタンで囲んだり、防犯カメラを設置するなど容易に他人を近づかせないようにした上、平成16年7月下旬ころまで、約26年間にわたり、千佳子の遺体を埋めたままの状態で、本件自宅で生活し続けたことが認められるところ、千佳子の遺体を遺棄した行為が近親者の死者に対する敬慕の念、死者を懸ろに弔い埋葬したいという宗教的感情を損なうものであって、不法行為を構成することは明らかである。

控訴人らは、被控訴人が千佳子の遺体を隠匿し続けた行為が、第1審原告らに対する独立の不法行為を構成する旨主張するが、死体遺棄の不法行為は、死体遺棄の行為が完了した時点で終了し、その後に、被控訴人が犯行の発覚を恐れて、死体遺棄の事実が露見することのないよう画策したとしても、このことをもって遺体の隠匿を継続する行為であるとして、これにより近親者に死体遺

棄行為により被る法益侵害とは別個の新たな法益侵害を生じるとみることはできない。したがって、控訴人らが遺体の隠匿を継続したという被控訴人の行為は、死体遺棄の行為とは別の独立の不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。

4 爭点2（本件殺害行為及び死体遺棄行為に関する不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法724条後段所定の20年の経過により消滅したかどうか）について

(1) 被控訴人による本件殺害行為及びその後の死体遺棄行為が不法行為を構成することは既に説示したとおりであるが、被控訴人が千佳子の殺害行為を完了した昭和53年8月14日及び千佳子の遺体の遺棄を完了した同月15日から起算して、第1審原告憲及び第1審原告雅敏が本件仮差押えを行い被控訴人に対して権利行使を行った平成16年10月7日の時点又は第1審原告らが本訴を提起した平成17年4月11日の時点において、既に20年が経過していることから、特段の理由がない限り、上記不法行為に基づく損害賠償請求権は法律上当然に消滅したことになるというべきである。

(2)ア 控訴人らは、本件殺害行為に関する除斥期間の起算点について、被控訴人の行為は、①千佳子を殺害した行為、②遺体を自宅の床下に埋めた行為、③遺体を埋めた土地上で生活を続けた行為からなるところ、これらの各行為は継続した一連の不法行為であるとし、本件の除斥期間は、上記③の行為の終了時から起算されるべきであると主張する。

しかし、控訴人らがいう遺体の隠匿を継続する行為が死体遺棄行為と別個独立の不法行為を構成するものとは解されず、また、殺害による不法行為と遺体の隠匿による不法行為とは、事実経過としては一連のものであるとしても、両者は法益侵害の性質及び程度を大きく異なるものであるから、これを一体的に評価することは困難である。したがって、これと異なる見解を前提とする控訴人らの主張はその前提において理由がないといふ

べきである。

イ 控訴人らは、最高裁平成16年4月27日判決・民集58巻4号1032頁を引用して、除斥期間は、損害が顕在化した時点から進行すべきであるとし、本件においては、被控訴人が千佳子を殺害後、その遺体を隠匿していたため、被控訴人が自首して遺骨が発見されて、はじめて損害が顕在化したのであるから、その時点が除斥期間の起算点となる旨主張する。

しかし、上記の判例は、蓄積性の物質による健康被害や遅発性の疾病のように、損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合を前提とするものであるところ、本件殺害行為及びその後の死体遺棄行為による損害は、千佳子の殺害及びその遺体の遺棄の時点において、既に発生しているから、本件は、上記判例とは事案を異にし、その除斥期間の起算点は、原則どおり、本件殺害行為及びその後の死体遺棄行為のいずれについても当該各行為の時点であると解ざるを得ない。

(3)ア 控訴人らは、民法724条後段の規定は消滅時効を定めたものであるとし、あるいは除斥期間を定めたものであるとしても、被控訴人の側に信義則違反ないし権利の濫用に当たる事情がある場合には、これを援用ないし主張することはできないとし、あるいは正義・衡平の原理から、裁判所がこれを適用することが制限されるべきであると主張し、本件においては、千佳子を殺害した被控訴人自身が、その発覚を免れるために、千佳子の遺体を本件自宅の床下に隠匿し続けたために、控訴人の権利行使が不可能であったという特別の事情があることから、民法724条後段の規定の適用が制限ないし排除されるべきである旨主張する。

しかし、民法724条後段の20年の期間は、被害者側の認識の如何を問わず、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、請求権の存続期間を画一的に定めたものであり、除斥期間の性質を有するものと解す

るのが相当である。そして、裁判所は、当事者の主張がなくとも、除斥期間が経過している場合は、請求権が消滅したものと判断すべきであり、除斥期間を適用することが信義則に反するとか権利の濫用であるなどの主張は、主張自体失当となるものと解される（最高裁平成元年12月21日判決・民集43巻12号2209頁参照）。

イ 控訴人らは、最高裁平成10年6月12日判決・民集52巻4号1087頁に依拠して、本件において除斥期間の適用が制限されるべきであると主張するが、同判決の事案は、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において、その不法行為を原因として心神喪失の常況にあるにもかかわらず、法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が後見開始の審判を受け、被害者の後見人に就職した者がその時から6か月内に損害賠償請求権を行使したなど特段の客観的事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないとするものであって、その射程は限定されているものと解される。したがって、控訴人らが主張するように、上記判例をもって、加害者自身の行為により権利行使が妨げられてきた場合には、民法724条後段の効果は生じないという趣旨を明らかにしたものと解することはできず、本件において、上記判例の射程は及ぼないというほかはない。

(4)ア 控訴人らは、本件は殺害行為によって損害賠償請求権が発生し、かつ相続が開始したが、加害者である被控訴人の隠匿行為によって相続人である亡ツエ及び亡辰男が相続の開始を知らず、相続人が確定しないまま民法724条後段に定める20年が経過してしまい、その後被控訴人の自首により、第1審原告らが相続の開始を知り、相続人確定後6箇月内に損害賠償請求権を行使したという事案であり、民法724条後段の20年が除斥期間と解されるとしても、前掲最高裁平成10年6月12日判決の重視する被害者側の権利行使可能性と、権利行使の困難性に関する加害者側の事情

とを考慮すれば、本件では特段の事情があるものとして、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解すべきである旨主張する。

イ そこで検討するに、民法160条は、「相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と定めるところ、その趣旨は、相続人が確定するまでに多少の日数を要することがあり、時として相続人がないため一時管理人を選任して相続財産を管理せしめることがあり、これらの場合に時効の停止がなければ、被相続人の権利は、相続人が確定しない間に、または相続人や管理人等がまだその権利があることを知らない間に、時効により消滅することができる、そのようなことは相続人に酷な面があるとして、これを保護するところにあると解される（なお、民法160条は、相続人を保護する側面のみならず、相続財産に対して権利を有する者を保護する側面も有しているが、本件との関係では相続人の保護の面を考慮すれば足りる。）。そして、民法915条1項により、相続人となるべき者が承認又は放棄をし得る時までは相続人は確定しないものというべきであり、被相続人が死亡して相続が開始したが、その死亡の事実が不明のため、相続人となるべき者において相続開始の事実を知ることができない場合にも、相続人が確定しないものとして、民法160条が適用になるものと解するのが相当である。

これに対し、民法724条後段の規定の趣旨は、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、被害者側の事情等は特に顧慮することなく、請求権の存続期間を画一的に定めるという除斥期間を定めたものと解されるところ、上記規定を字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が殺害され、遺体を隠匿されるなどしたため、相続人に死亡の事実が20年以上知られないままとなつたときは、上記20年が経過する前に不法行為による

損害賠償請求権を行使することができないまま、上記損害賠償請求権が消滅することとなる。

しかし、これによれば、特定人の死亡（及びそれに伴う相続開始）の事実が相続人に知られることになったのが当該不法行為に起因する場合であっても、被害者の相続人は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないととなる反面、殺害を行った加害者は、20年の経過によって被害者に対する損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも、上記のような場合にあっては、当該相続人を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。

したがって、不法行為により被害者が死亡し、不法行為の時から20年を経過する前に相続人が確定しなかつた場合において、その後相続人が確定し、当該相続人がその時から6箇月内に相続財産に係る被害者本人の取得すべき損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、上記相続財産に係る損害賠償請求権について同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、前記1に認定したとおり、昭和53年8月14日に千佳子が被控訴人から殺害されて死亡し、客観的に相続が開始したが、被控訴人において千佳子の遺体を自宅床下に隠匿したため、千佳子の父亡辰男及び母亡ツエは、千佳子が死亡したこと即ち自己のために相続の開始があつたことを知らないままであったこと、平成10年8月14日、被控訴人による殺害行為時から20年が経過したが、同時点でも、千佳子の権利義務の相続人による承継人ら（既に亡辰男が死亡していたことから当時の承継人は第1審原告らの3名）はやはり千佳子の死亡、すなわち自

己のために相続の開始があったことを知らないままであったこと、その後、平成16年8月22日、被控訴人の自首に伴い、本件自宅の床下から白骨化した遺体が発見され、同年9月29日、DNA鑑定によりそれが千佳子の遺体であると確認されたため、同年10月7日、第1審原告憲及び第1審原告雅敏は被控訴人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権（千佳子が取得すべき損害賠償請求権の相続による承継分を含む。）を被保全権利として、本件自宅の土地についての被控訴人の持分を仮差押えし、さらに、平成17年4月11日、第1審原告らは、本件訴えを提起することにより上記損害賠償請求権行使したことが認められる。

以上の経緯により、第1審原告らは、千佳子の遺体が確認された平成16年9月29日から3箇月経過してその相続人が確定した時から6箇月以内に本訴を提起したものであるから、本件においては前記特段の事情があるものというべきであり、民法724条後段の規定にかかわらず、本件殺害行為に係る不法行為により千佳子が取得すべき損害賠償請求権が消滅したということはできない。

(5) そうすると、上記の千佳子が取得すべき損害賠償請求権は民法724条後段の除斥期間の経過によっては消滅していないというべきであり、他方、他に特段の理由はないから、控訴人らが主張するその余の損害賠償請求権は上記除斥期間の経過により消滅したというべきである。

5 第1審原告らの損害（争点3）

(1) 千佳子の損害

ア 死亡による逸失利益 2537万7773円

千佳子が、昭和53年8月14日、当時29歳で被控訴人によって殺害されたが、昭和53年度賃金センサス（女子大卒労働者の産業計・企業規模計）の平均賃金は214万9300円であり、本件殺害行為がなければ、67歳までの38年間は就労可能であり、これに対応するタイプニット係

数は16.8678、千佳子は独身女性であったため、その生活費控除を30パーセントとして計算すると、逸失利益は、次のとおり、2537万7773円となる。

$$2,149,300 \times 16.8678 \times (1-0.3) = 25,377,773$$

イ 死亡慰謝料 1500万円

千佳子は、29歳という若年で殺害され、本件自宅床下に埋められ、遺族にも知られないまま約26年もの間放置されたもので、本件犯行の態様、遺族感情などを総合すると、昭和53年当時の交通事故等による死亡事故被害者の平均的慰謝料が1000万円前後であったことを考慮しても、千佳子の慰謝料としては1500万円を認めるのが相当である。

ウ 葬儀費用 70万円

諸般の事情から、本件殺害行為に係る不法行為と因果関係のある葬儀費用としては70万円を認めるのが相当である。

エ 以上の合計 4107万7773円

(2) 千佳子の逸失利益に係る損害については上記のとおり計算するのが相当であり、控訴人らの主張する第1次的主張に係る損害の計算方法は採用しない。なお、千佳子の死亡により第1審原告らが被った固有の損害及び千佳子の遺体の遺棄により第1審原告らが被った損害に係る損害賠償請求権がいずれも民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したことは、前記4に説示したとおりである。

(3) 損益相殺について

ア 証拠（甲58ないし甲60）によれば、地方公務員災害補償基金東京都支部長は、本件を公務上災害と認定し、平成18年12月15日、遺族らに対し、以下のとおり遺族補償一時金等を支払ったことが認められる。

（ア） 遺族補償一時金 571万6000円

（イ） 遺族特別支給金 200万円

- (ウ) 遺族特別援護金 100万円
 (エ) 遺族特別給付金 114万3200円
 (オ) 葬祭補償金 34万2960円

このうち、(ア)遺族補償一時金と(オ)葬祭補償金の合計605万8960円は損益相殺の対象となる。しかし、(イ)ないし(エ)の特別支給金、特別援護金及び特別給付金は、基金が被災職員の遺族の援護を図るための福祉事業の一環として、地方公務員災害補償法47条、同法施行規則第38条に基づき支給するもので、遺族補償一時金等の場合とは異なり、同法59条のような調整規定の定めもないから、これらについては、損益相殺の対象とはならないと解するのが相当である。

イ そうすると、地方公務員災害補償基金から支給された金員のうち、遺族補償一時金と葬祭補償金の合計605万8960円は損益相殺の対象として千佳子の損害額から控除すべきであるが、これらが支給されたのは、殺害後約28年経過した後であり、衡平の観点から、民事法定利率年5分で計算した昭和53年当時の現価をもって損益相殺することが相当である。これによれば、損益相殺すべき金額は次のとおり、252万4566円となる。

$$6,058,960 \div (1+0.05 \times 28) = 2,524,566$$

ウ 以上によれば、損益相殺後の残額は、次のとおり、3855万3207円となる。

$$(1)エの合計41,077,773-2,524,566=38,553,207$$

(4) 損害賠償請求権の相続

千佳子の両親である亡辰男と亡ツエは、本件殺害行為当時、千佳子の損害賠償請求権の2分の1を各々相続したところ、昭和57年に亡辰男が死亡したことにより、亡辰男の相続分のうち、その妻である亡ツエはその2分の1を、その子である第1審原告憲及び第1審原告雅敏は各々その4分の1を相

続した。その後、平成19年1月28日に亡ツエが死亡したことにより、控訴人らが亡ツエの有する被控訴人に対する損害賠償請求権を各2分の1ずつ相続した。そのため、結局のところ、千佳子の被控訴人に対する損害賠償請求権につき、控訴人らは、各自1927万6603円ずつをそれぞれ相続により承継したというべきである。

(5) 弁護士費用

控訴人らが控訴人ら訴訟代理人弁護士に委任して本件訴訟を追行していることは記録上明らかであるところ、本件殺害行為に係る不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、本件の訴訟経緯、認容額等諸般の事情を考慮して、控訴人ら各自につき各200万円が相当である。

(6) まとめ

以上のことから、控訴人らが被控訴人に対して有する損害賠償請求権は、控訴人ら各自につきそれぞれ2127万6603円となる。

6 結論

以上の次第で、控訴人らの本件請求は、被控訴人に対して、控訴人ら各自につき各2127万6603円及びこれに対する不法行為の日である昭和53年8月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し、その余の請求については理由がないから棄却すべきである。よって、これと異なる原判決を上記のとおり変更し、被控訴人の附帯控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳

鑑

裁判官 豊 田 建 夫

裁判官 土 谷 裕 子

これは正本である。

平成 20 年 1 月 31 日

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判所書記官 居 関 雅

